

体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

大野総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
多目的グラウンド	1時間（半面）	370円	1,110円
	1時間（全面）	750円	2,250円
多目的グラウンド 照明施設	1時間（半面）	1,250円	2,500円
	1時間（全面）	2,500円	5,000円
多目的グラウンド 放送設備	1回	250円	750円

【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会
社会教育課

TEL 0974-22-1154

体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

大野総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
野球場	1時間	500円	1,500円
野球場照明施設	1時間	3,130円	6,260円
野球場放送設備	1回	250円	750円

【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会
社会教育課

TEL 0974-22-1154

体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

大野総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
ゲートボール場	1時間（1面）	120円	360円

【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会
社会教育課

TEL 0974-22-1154

体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

大野総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
テニスコート	1時間（1面）	370円	1,110円
テニスコート照明 施設	1時間（1面）	370円	740円

【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会
社会教育課

TEL 0974-22-1154

体育施設使用料の改定

令和8年4月1日より

大野総合運動公園の使用料金が 値上げとなります

施設名称	利用単位	市民の方の 使用料	市外の方の 使用料
公園管理棟会議室	1時間	120円	360円
公園管理棟 シャワー	1回	60円	60円

【備考】

- 1 営利を目的として利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額の5倍の額とします。
- 2 この表において1時間を単位として使用料を定めている施設(照明施設及び冷暖房設備を除く。)の1日の利用時間が引き続き8時間を超える場合の利用に係る使用料は、当該1時間の使用料の8倍の額とします。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算します。
- 4 市民・市外の判断基準は、構成人員の過半数以上とします。ただし、市内団体が関係する大会等については、この限りではありません。
- 5 市内に事業所を有する者については、市民とみなします。

・ ご不明な点は、公民館又は下記までお問い合わせ下さい。

豊後大野市教育委員会
社会教育課

TEL 0974-22-1154